

春の全国火災予防運動が実施されます

実施期間 3月1日(日)～7日(土)

全国統一防火標語

「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」

消防本部ではこの期間中に消防車両による広報活動、住宅用火災警報器の普及推進、空き家・枯れ草調査、事業所を中心とした防災訓練指導を行いますので、ご協力をお願いします。

住宅防火 命を守る7つのポイント

【3つの習慣】

■寝たばこは、絶対やめる ■ストーブは、燃えやす

いものから離れた位置で使用する ■ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【4つの対策】

■逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

■寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する

■火災を小さいうちに消すために、住宅用消

火器などを設置する

■お年寄りや身体の不自由な人を守るた

めに、隣近所の協力体制を作る



市内の令和元年中の火災・救急件数

■火災発生件数

区分	R 1	H 30	増減	
火災件数	建物	20件	21件	-1件
	林野	1件	3件	-2件
	車両	3件	7件	-4件
	船舶	0件	0件	0件
	その他	7件	10件	-3件
	合計	31件	41件	-10件
死傷者数	死者	3人	1人	+2人
	負傷者	3人	5人	-2人

火災発生件数は年々減少傾向にありますが、主な出火原因は、「電気関係」「こんろ」「たばこ」などが毎年上位を占めており、建物火災20件の約6割は住宅から発生しています。引き続き、住宅防火対策にご協力ください。

■救急出場件数

区分	R 1	H 30	増減
出場件数	9,015件	8,923件	+92件
搬送人員	8,315人	8,214人	+101人

救急出場件数は年々増加傾向にあり、1日あたり約25件出場しています。本当に救急車を必要としている方のためにも、救急車の適正な利用にご協力ください。

■主な救急出場事故種別

区分	R 1	H 30	増減
急病	6,107件	6,041件	+66件
一般負傷	1,214件	1,080件	+134件
交通事故	438件	552件	-114件



問合せ 予防課 TEL 24-0119 IP 050-5528-5166

林野火災にご注意を

令和2年全国山火事予防運動統一標語

「守りたい 森と未来を 炎から」

これから暖かくなるにつれ、山に入る機会が多くなりますが、3月は空気が乾燥し大変強い風が吹く季節のため、林野火災の発生の危険性が高くなります。

林野火災は地形的に消防車両の進入や消防水利の確保が難しく、消火活動は困難を極め、この時季に林野火災が発生すると大規模化する危険性があります。林野火災が発生すると貴重な山林を焼失し、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

今から29年前の平成3年3月7日に助川町の国有林から発生した林野火災は、強風と異常乾燥によって

平成3年3月7日の林野火災の様子



大規模火災となり、住宅など20棟、車両30台、山林217.7ヘクタールを焼失するという大きな被害をもたらしました。この火災を教訓として、消防本部では、消火技術の向上と関係機関との連携を図るとともに、広く市民に防火・防災意識の高揚を図ることを目的として林野火災消防演習や広報を実施しています。

問合せ 予防課 TEL 24-0119 IP 050-5528-5166

日立市役所 〒317-8601 助川町1-1-1 TEL 22-3111 IP 電話 050-5528-5000

野焼きは禁止されています

廃棄物（刈草、剪定枝、紙ごみ、プラスチックなど）の野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、下表の例外を除き禁止されています。

野焼きは、周辺の住民に「悪臭がして窓を開けられない」、「洗濯物が汚れる、臭いがつく」などの被害を

及ぼすほか、火災につながる危険もあります。

法律に違反した場合、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金などが科せられることがありますので、燃えるごみは集積所に出すなど、適正な方法で処理し、野焼きは絶対にやめましょう。

問合せ 環境衛生課リサイクル推進室 内線 547

【野焼き禁止の例外】 *苦情がある場合は、例外であっても指導の対象となりますので、ご注意ください。

	認められる場合	具体例
①	国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者による河川管理を行うために伐採した草木などの焼却、海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物などの焼却
②	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却	凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くずなどの焼却
③	風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんど焼きなどの地域の行事における不要となった門松、しめ縄などの焼却
④	農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業者が行う稲わらなどの焼却、林業者が行う伐採した枝条などの焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
⑤	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くずの焼却

ご存知ですか？ 試行的に再生ビンの拠点回収を行っています

市では、ビン類の処分の利便性向上を図るため、昨年の10月から試行的に市内2か所で、再生ビンの拠点回収を行っています。回収場所では24時間いつでも出すことができますので、ぜひご利用ください。

とき いつでも出すことができます

*年末年始は除く。

ところ 日立市役所、南部支所

回収するビンの種類 再生ビン（3区分 ①無色透明 ②茶色 ③その他の色）

ビンの出し方 回収場所に設置してある専用容器内に、種類ごとに分別して出してください。

*簡単に外すことのできるふたなどは取り外し、中

身を空にして、すすいでから出してください。

その他 家庭から出る再生ビンに限ります。事業所から出るもの及び再生ビン以外のものは出せません。詳しくは、お問い合わせください。



問合せ 環境衛生課リサイクル推進室 内線 547